

機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に変更した場合の試算 (平成 21 年財政検証に基づいた試算)

- 平成 21 年財政検証の労働力率の前提は、平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。
- 「労働力需給の推計」では、雇用政策を無視して、性、年齢別の労働力率が 2006 年と同じ水準で推移すると仮定した「労働市場への参加が進まないケース」についても示されている。仮に、機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に置き換えた場合の影響については次のとおりである。

(1) 公的年金被保険者数の将来見通しに与える影響

- ・「労働市場への参加が進むケース」に比べ、低い労働力率を前提とするため、被用者年金被保険者の見通しが少なくなり、国民年金第 1 号被保険者は多くなり、国民年金第 3 号被保険者は少なくなる。
- ・高齢者の労働市場への参加が進まないために、60 歳以上の公的年金被保険者（被用者年金被保険者）が少なくなることを反映して、公的年金被保険者総数が少なくなる。

○ 被保険者数の将来見通しに与える影響（「進むケース」との対比、2030 年以降の平均）

被用者年金被保険者	3～4%程度の減少
国民年金第 1 号被保険者	6～7%程度の増加
国民年金第 3 号被保険者	2～3%程度の減少
公的年金被保険者総数	1%程度の減少

(2) 最終的な所得代替率に与える影響

○ 「労働市場への参加が進まないケース」へ変更

⇒ 最終的な所得代替率に与える影響は **▲0.8～1.0 ポイント程度**

労働力率以外の前提が財政検証の基本ケースと同様とする場合、

「労働市場への参加が進むケース」 50.1%（平成 50(2038)年度以降）

「労働市場への参加が進まないケース」 49.2%*（平成 50(2038)年度以降）

(※) 所得代替率が平成 49(2037)年度に 50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合